

## 役員報酬等の支給基準（案）について

### 1 役員報酬決定の手続き

役員報酬等の支給基準を決定又は変更するときは、市長に届出、公表しなければならない。

市長は、届出があったときは、評価委員会に通知し、評価委員会は支給基準決定の原則に照らして適正なものであるかどうかについて、市長に意見を申し出ることができる。

#### 【地方独立行政法人法】

(役員報酬等)

第 48 条 特定地方独立行政法人の役員に対する報酬及び退職手当（以下この条、次条及び第 56 条第 1 項において「報酬等」という。）は、その役員の業績が考慮されるものでなければならない。

2 特定地方独立行政法人は、その役員に対する報酬等の支給の基準を定め、これを設立団体の長に届け出るとともに、公表しなければならない。これを変更したときも、同様とする。

3 前項の報酬等の支給の基準は、国及び地方公共団体の職員の給与を参酌し、かつ、他の特定地方独立行政法人及び民間事業の役員の報酬等、当該特定地方独立行政法人の業務の実績及び認可中期計画の第 26 条第 2 項第 3 号の人件費の見積りその他の事情を考慮して定められなければならない。

(評価委員会の意見の申出)

第 49 条 設立団体の長は、前条第 2 項の規定による届出があったときは、その届出に係る報酬等の支給の基準を評価委員会に通知するものとする。

2 評価委員会は、前項の規定による通知を受けたときは、当該通知に係る報酬等の支給の基準が前条第 3 項の規定に照らして適正なものであるかどうかについて、設立団体の長に対し、意見を申し出ることができる。

(準用)

第 56 条 第 48 条及び第 49 条の規定は、一般地方独立行政法人の役員報酬等について準用する。

この場合において、第 48 条第 3 項中「実績及び認可中期計画の第 26 条第 2 項第 3 号の人件費の見積り」とあるのは、「実績」と読み替えるものとする。

#### <手続きの流れ>

- ① 法人が役員報酬等の基準を定める。
- ② 法人は、支給基準を設立団体の長に届け出る。
- ③ 設立団体の長は、その支給基準を評価委員会に通知する。
- ④ 評価委員会は、支給基準が地独法に定める役員報酬等の決定の原則に適合したものであるかどうかについて、設立団体の長に意見を申し出ることができる。
- ⑤ 法人は、報酬等の支給の基準を公表する。

### 2 支給基準決定の原則

役員報酬等の支給基準は、香取市職員の給与、他の地方独立行政法人及び民間事業の役員報酬等、当該法人の業務の実績その他の事情を考慮して定めなければならない。

### 3 役員の構成

法人の役員は、理事長1人、副理事長1人、理事3人及び監事1人

#### 【地方独立行政法人香取おみがわ医療センター定款】

第7条 法人に役員として、理事長1人、理事6人以内及び監事2人以内を置く。

2 法人に役員として、副理事長1人を置くことができる。

### 4 支給基準（案）

#### （1）常勤役員（理事長）

| 区分       | 説明   |
|----------|--|
| 報酬月額     | 報酬月額及び業績手当の合計額が、年額 1,660 万円を超えない範囲で決定<br>月額 100 万円×12 ヶ月 1,200 万円  |
| 業績手当（賞与） | 報酬月額×役職加算 1.2×年間 3.9 月以内 年額 460 万円<br>※年額上限の規定にかかわらず、業績評価の結果等に応じ±20%の範囲で増減可<br>※職員の期末手当の例により在職期間での割合を乗ずる（30～100/100） |
| 診療業務手当   | 外来等診療業務 月額 20 万円   |
| 通勤交通費    | 通勤に要する費用の相当額を支給  |
| 退職手当     | 支給しない  |

#### （2）常勤役員（副理事長・理事）

| 区分     | 説明  |
|--------|---|
| 報酬月額   | 職員給与規程の適用を受ける職員には同規定による給与及び役員手当を支給する。ただし、支給される給与に経過措置が適用される職員には、役員手当は支給しない。 役員手当 月額 3 万円<br>※給料表の事務 7 級制及び医(二)(三) 6 級制で新たに部長級となった理事や任期付職員として役員になる者を想定 |
| 業績手当   | 職員給与規程による期末勤勉手当を支給<br>※上記規定にかかわらず、業績評価の結果等に応じて勤勉手当を±20%の範囲内で増減可   |
| 診療業務手当 | 外来診療業務 月額 20 万円<br>※医師として入院診療業務に携わる場合 月額 5 万円を加算する  |
| 通勤交通費  | 職員給与規程に基づき通勤手当を支給   |
| 退職手当   | 職員退職手当規程に基づき退職手当を支給   |

#### （3）非常勤役員（監事）

| 区分      | 説明              |
|---------|-----------------|
| 非常勤役員手当 | 日額 3 万円以内       |
| 通勤交通費   | 通勤に要する費用の相当額を支給 |

[参考] 千葉県内地方独立行政法人病院及び北九州市立病院機構の役員報酬

| 法人名          | 常勤役員   |  |  |  | 非常勤役員                   |                  |
|--------------|--|--|--|--|-------------------------|------------------|
|              | 理事長  |  | 理事   |  | 理事                      | 監事               |
|              | 法人職員を兼ねない  | 法人職員を兼ねる   | 法人職員を兼ねない  | 法人職員を兼ねる   |                         |                  |
| 香取おみがわ医療センター | <p>○報酬年額：1,660万円を超えない範囲内で理事長が定める（※報酬年額+業績手当）<br/>月額100万円×12ヶ月（1,200万円）</p> <p>○業績手当：<br/>報酬月額×役職加算1.2×年間3.9月以内業績に応じ20/100の増減あり<br/>在職期間での割合を乗ずる</p> <p>○診療業務手当：外来診療業務 月額20万円<br/>※入院診療業務に携わる場合月額5万円加算</p> <p>○通勤交通費：費用の相当額</p> <p>○退職手当：なし</p> | 該当者なし  | 該当者なし  | <p>○職員給与：給与規程</p> <p>○役員手当<br/>月額：3万円<br/>※新たに部長級になる者（任期付職員も見込まれる）</p> <p>○業績手当：<br/>・給与規程による勤勉手当を業績に応じ20/100の増減</p> <p>○退職手当：退職手当規定</p> | ○報酬<br>日額：<br>30,000円以内 | ○通勤交通費<br>費用の相当額 |
| さんむ医療センター    | <p>○報酬年額：1,140万円</p> <p>○診療業務加算：月額40万円</p> <p>○業績手当：360万円<br/>業績に応じ20/100の範囲内の増減を理事会で決定</p> <p>○通勤手当：法人職員の例による</p> <p>○退職手当：なし</p>   | <p>○職員給与</p> <p>○役員手当<br/>月額：7万円</p> <p>○退職手当：あり</p> | <p>○報酬年額：600万円</p> <p>○業績手当：201万円<br/>業績に応じ20/100の範囲内の増減を理事会で決定</p> <p>○通勤手当：法人職員の例による</p> <p>○退職手当：なし</p> | <p>○職員給与</p> <p>○役員手当<br/>月額：3万円</p> <p>○退職手当：あり</p>   | ○報酬<br>日額：<br>13,000円   | ○通勤交通費<br>費用の相当額 |

| 法人名            | 常勤役員   |   |   |   | 非常勤役員   |    |
|----------------|--|---|---|---|---|----|
|                | 理事長  |   | 理事  |   | 理事  | 監事 |
|                | 法人職員を兼ねない  | 法人職員を兼ねる  | 法人職員を兼ねない   | 法人職員を兼ねる  |   |    |
| 総合病院国保旭中央病院    | <ul style="list-style-type: none"> <li>○報酬年額：1,400万円以内で理事長が定める</li> <li>○診療業務手当：あり</li> <li>○業績手当：600万円以内で理事長が定める</li> <li>○通勤手当：職員の例による</li> <li>○退職手当：なし</li> </ul>                                  | <ul style="list-style-type: none"> <li>○役員報酬のみ</li> <li>○退職手当：なし</li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>○報酬年額：1,400万円以内で理事長が定める</li> <li>○診療業務手当：あり</li> <li>○業績手当：600万円以内で理事長が定める</li> <li>○通勤手当：職員の例による</li> <li>○退職手当：なし</li> </ul>                 | <ul style="list-style-type: none"> <li>○職員給与のみ</li> <li>○退職手当：あり</li> <li>*定年退職を事由とした退職手当を受けた者以外</li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>○報酬日額：30,000円</li> <li>○通勤交通費費用の相当額</li> </ul>   |    |
| 東金九十九里地域医療センター | <ul style="list-style-type: none"> <li>○報酬年額：1,440万円</li> <li>○業績手当：600万円<br/>業績に応じ20/100の範囲内の増減を理事会で決定</li> <li>○通勤手当：法人職員の例による</li> <li>○退職手当：なし</li> </ul>  | <ul style="list-style-type: none"> <li>○職員給与のみ</li> <li>○退職手当：あり</li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>○報酬年額：576万円</li> <li>○業績手当：240万円<br/>業績に応じ20/100の範囲内の増減を理事会で決定</li> <li>○通勤手当：法人職員の例による</li> <li>○退職手当：なし</li> </ul>                           | <ul style="list-style-type: none"> <li>○職員給与のみ</li> <li>○退職手当：あり</li> </ul>                                 | <ul style="list-style-type: none"> <li>○報酬日額：20,000円</li> <li>○通勤交通費費用の相当額</li> </ul>   |    |
| 北九州市立病院機構      | <ul style="list-style-type: none"> <li>○報酬年額：1,670万円を超えない範囲内で理事長が定める</li> <li>○業績手当：報酬月額×3.2<br/>業績に応じ20/100の増減あり<br/>在職期間での割合を乗ずる</li> <li>○通勤手当：職員の例による</li> <li>○退職手当：報酬月額×84/1,000×在職月数</li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>○職員給与のみ</li> <li>○退職手当：あり</li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>○報酬年額：1,420万円を超えない範囲内で理事長が定める</li> <li>○業績手当：報酬月額×3.2<br/>業績に応じ20/100の増減あり</li> <li>○通勤手当：職員の例による</li> <li>○退職手当：報酬月額×84/1,000×在職月数</li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>○職員給与のみ</li> <li>○退職手当：あり</li> </ul>                                 | <ul style="list-style-type: none"> <li>○報酬日額：30,000円以内</li> <li>○通勤交通費費用の相当額</li> </ul> |    |